

乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第15号）による子ども医療費の助成に関する事務

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	乙部町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第15号）による子ども医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		乙部町個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第1の項 乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年乙部町条例第15号）による子ども医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号）第1条	乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第15号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって（子ども）の（保健の向上と福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		乙部町子ども医療費助成に関する条例（昭和48年10月5日条例第15号）乙部町子ども医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年12月10日規則第4号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	乙部町子ども医療費助成に関する条例 第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	乙部町子ども医療費助成に関する条例 第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	乙部町子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条第1項第2号、第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	乙部町子ども医療費助成に関する条例施行規則 第2条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年09月29日
独自利用事務の対象者	子ども

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	